



報 道 関 係 者 各 位

令和7年10月23日 福祉保健部 感染症対策センター 感染症対策監 宮澤 健一 電話 055-223-1321

山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

令和 7 年第 42 週(10 月 13 日~10 月 19 日)の感染症発生動向調査結果(速報値)は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数:1.20人 *1

流行期入りの目安となる 1.00 を上回ったことから、<u>山梨県はインフルエンザ</u> **の流行期*** 2 に入ったと考えられます。

(参考:全国の流行期入りは第39週(9/22~9/28)です)

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

- ※1 定点数 35 医療機関の合計報告数 42 人 42 人÷35 医療機関≒1.20 人
- ※2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行期入り 保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル 保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
42 週(10/13~10/19)	42 人	1. 20
41 週(10/6~10/12)	34 人	0. 97
40 週(9/29~10/5)	25 人	0.71
39 週(9/22~9/28)	6人	0. 17
38 週(9/15~9/21)	4 人	0. 12

【各年の流行入りした週】

令和6年 第48週(11月25日~12月1日) 令和5年 第37週(9月11日~9月17日) 令和4年 第51週(12月19日~12月25日)

令和3年、令和2年 なし

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、石けんによる手洗い等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどにはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内ではこまめに換気をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用しましょう。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける ようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 外出を控え、十分な休養を取りましょう。
 - ※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間 (幼児は3日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。 【やまなし感染症ポータルサイト】

https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html